

### III 参考資料

#### 教育研究団体（補助対象団体及びそれを構成する研究団体）等の集会等に関する要項

##### 第1 集会を伴う研究活動について

###### 1 県教育委員会が共催（後援）を承認する事業について

###### (1) 集会の内容

ア 研究団体の一般会員を対象とする県下全域規模の研究集会・研修を含む総会、研究大会、

研究発表会、講習会、授業研究会

イ 県教育委員会が特に必要と認めた集会

###### (2) 集会の日時

原則として、幼稚園、小・中・義務教育学校においては、月曜日及び給与支給日を除く他の曜日の午後に、高等学校、特別支援学校においては、木曜日及び給与支給日を除く他の曜日の午後に実施する。

###### (3) 集会の回数

研修を含む総会を含めて、年間3回以内とする。そのうち1回は夏季休業中に行うものとする。

###### (4) 共催（後援）承認申請書の提供

ア 提出先 県教育委員会

イ 提出期日 実施日より3週間前まで

ウ 提出部数 2部

###### (5) 集会の通知文

ア 通知文の発信人は研究団体長名のみとし、通知文の文末に、付記として共催（後援）承認番号を記載する。

（例）教義指第〇〇号により共催（後援）承認済み

イ 通知文の発送は、全て研究団体が行う。

###### 2 県教育委員会が集会を許可する事業について

###### (1) 集会の内容

ア 研究団体の特定会員（役員、委員）を対象とする研究活動のための集会

・役員（常任理事、理事）研修会、委員研究会

イ 県教育委員会が特に必要と認めた集会

###### (2) 集会の日時

ア 原則として、幼稚園、小・中・義務教育学校においては、月曜日及び給与支給日を除く他の曜日の午後に、高等学校、特別支援学校においては、木曜日及び給与支給日を除く他の曜日の午後に実施する。

イ 集会の時刻は、原則として、県単位の場合は午後1時以降、教育事務所単位の場合は午後3時以降とする。

###### (3) 集会の回数

特別の場合を除き、年間を通して次の回数を限度とする。なお、集会の回数及び内容についてはできるだけ厳選し、効率的に行うよう努めること。

・役員（常任理事、理事）研修会 4回以内

・委員研修会 種別ごとに3回以内

###### (4) 集会許可申請書の提出

ア 提出先

県単位集会……県教育長

教育事務所単位集会……当該教育事務所長

イ 提出期限 実施日より3週間前まで

ウ 提出部数 2部

###### (5) 集会の通知文について

共催（後援）承認の場合と同じ。

## 第2 研究委嘱学校について

- 1 教育研究団体（補助対象団体及びそれを構成する研究団体）は、当該教科等の研究調査のため、公立学校に研究委嘱することができる。
- 2 研究委嘱学校の校数  
教育研究団体ごとに1校を限度とする。
- 3 研究委嘱の期限  
教育研究団体が必要に応じて決定する。
- 4 研究委嘱に伴う経費  
原則として予算の範囲内で委嘱団体が負担する。
- 5 研究成果の報告・発表について
  - (1) 研究委嘱学校長は、研究の成果を委嘱団体長に報告する。  
研究報告を受けた団体長は、研究の成果を会員に周知させるため適切な方法により発表する。
  - (2) 研究成果は、文書または研究発表会形式により発表することができる。
  - (3) 研究発表形式により研究成果の発表を行う場合の留意点
    - ア 参加者の範囲は、小・中・義務教育学校は原則として当該教育事務所管内とする。ただし役員に当たる者はこの限りではない。
    - イ 原則として、幼稚園、小・中・義務教育学校においては、月曜日及び給与支給日を除く他の曜日の午後に、高等学校、特別支援学校においては、木曜日及び給与支給日を除く他の曜日の午後に実施する。
    - ウ 研究団体長は、県教育長または当該教育事務所長に集会許可申請書を提出し、許可を得る。
    - エ 研究発表要項（研究紀要）等は、簡潔にして要を得たものとし、必要最小限のページ数と配布数にとどめる。また、Webでの配信に代えるなど工夫し改善を図る。
    - オ 研究発表会の形式、内容については、従来の慣習にとらわれず、効率的なものとするよう工夫し改善を図る。
- 6 研究委嘱学校の指導について
  - (1) 教育研究団体の自主的な研究活動を促進するため、研究委嘱学校の指導は、原則として、当該研究団体が行う。
  - (2) 指導主事の指導・助言を受ける場合は、研究委嘱学校の所属する市町村教育委員会指導主事もしくは当該教育事務所指導主事の指導・助言を受けることを原則とする。
    - ア 教育事務所指導主事の派遣を希望する場合は、当該市町村教育委員会教育長を経て派遣申請を行う。
    - イ やむを得ず教育局関係課指導主事の派遣を希望する場合は、当該市町村教育委員会教育長、当該教育事務所長を経て派遣申請を行う。
    - ウ 派遣申請は3週間前までに、研究委嘱学校長が、市町村教育委員会教育長に提出する。ただし県立学校長は、県教育委員会教育長に提出する。

## 附 則

この要項は、平成23年4月1日から適用する。

この要項は、令和2年4月1日から適用する。